

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第13回 日本弁護士協会の設立

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 梶嶋 裕之 (42期)

1 日本初の弁護士の全国団体である日本弁護士協会は、明治30年、任意団体として設立されました。

明治26年制定の弁護士法（旧旧弁護士法）は、地方裁判所管轄毎に弁護士会の設立を義務づけるとともに、弁護士は、弁護士会に所属しなければ職務を行えないとしましたが（強制加入制）、全国団体に関する規定は存在しませんでした。

弁護士法制定後、全国団体の設立を望む声が高まるなか、当時の代表的弁護士であった東京弁護士会の鳩山和夫、菊池武夫、磯部四郎、岸本辰雄などが創立委員となり、明治30年2月15日、日本弁護士協会が誕生しました。

創立当初の会員は維持会員150名、普通会员546名。当時の全国弁護士数の半数近くを組織するとともに、有力弁護士のほとんどを網羅しており、名実ともに弁護士の全国団体として設立されたのです。

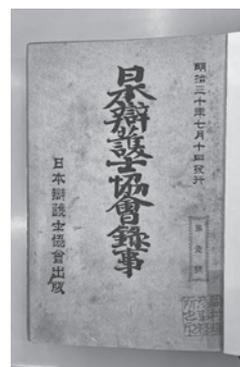
2 日本弁護士協会は、司法制度の改善に関する事項について様々な意見を表明しました。そこには今からみても先進的な意見が数多くあります。

たとえば、明治33年の総会では、「弁護士会を自治体となすこと」が決議され、明治36年の総会では「弁護士の監督及び懲戒処分は各弁護士会において行う」ことを内容とする弁護士法改正案が決議されるなど、現在の弁護士自治に連なる意見が表明されています。

明治33年の評議員会において磯部四郎らは、「行政権にも立法権にも公民が関与する以上、司法権にも公民の関与する必要がある」などとして「陪審制度ヲ設クルノ件」という議題を提出し、陪審制度設置運動の端緒を開きました。明治42年の総会では陪審制度の樹立が決議され、翌43年には陪審制度設立の建議が衆議院で可決されています。

明治37年の評議員会において川島任司は、司法官

（裁判官、検察官）における官僚制は司法と社会の背離をもたらすとして、司法官は三年以上弁護士を経験した者が三年以上帝国大学法科の教授を経験した者から選ぶとする議題を提出しました。同提案は明治40年の総会における「司法官ハ総テ弁護士中ヨリ採用スルコト」という、法曹一元制の決議として結実しています。



日本弁護士協会機関紙「録事」  
創刊号の表紙

3 人権侵害が日常茶飯事であった当時の社会状況の下、日本弁護士協会は、人権擁護の分野においても活発に活動しています。

一例を挙げると、明治33年の評議員会では、現在の山梨県都留市にあった留置場について調査を決定し、檻房の劣悪極まりない環境や看守の虐待などに関する報告書を公表しました。これを受けて、司法大臣は惨状の改善に着手したとされています。

また、明治31年、足尾銅山鉍毒事件に関する抗議活動の際に100余名が逮捕され、68名が兇徒聚衆罪（現在の騒乱罪）で起訴された刑事事件では、協会の中心をなす弁護士のほとんどが弁護人となって無報酬で活動し、最終的に被告人全員が公訴不受理（起訴の無効）となる成果を上げるなどしています。

4 このように、今からみても目覚ましい活動を展開した日本弁護士協会ですが、その後、第一東京弁護士会の設立に関わった弁護士らが協会を退会し、帝国弁護士会を創設します。大正14年5月のことでした。これ以降、弁護士の全国団体は並立状態が続くことになるのです。